

冬季観光産業の発展に係る免税軽油制度の継続を求める意見書（案）

レジャー産業の多様化等により、スキー場への来場者数は年々減少の一途を辿っており、各事業者とも非常に厳しい経営状況が続いている。こうした中、免税軽油制度により、索道事業者のゲレンデ整備車等に使用する軽油について課税が免除されており、これまで事業者の経営安定化が図られてきた。

この免税軽油制度は、道路を走行しない機械の動力源等に使用する軽油について軽油引取税を免除する制度であり、スキー場産業だけでなく、鉄道や農林漁業など幅広い事業において認められてきたが、令和9年3月31日までの時限措置となっている。

スキー場産業は、本県の冬季観光振興のみならず、スポーツ振興の面でも大きな役割を果たしている。本制度が廃止された場合、索道事業者には大きな負担増となり、スキー場の経営維持が困難となることが予想され、ひいては地域経済全体にはかり知れない悪影響を及ぼすことが懸念される。

よって、国においては、索道事業者に係る軽油引取税の課税を免除する特例措置を令和9年度以降も継続するよう強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和7年12月　　日

福井県議会